

第9章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第1節 インフラシステム海外展開の促進

1 政府全体の方向性

新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の経済成長につなげていくため、政府は平成25年3月に国土交通大臣を含む関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」を設置し、政府一体となつてのインフラ海外展開に取り組んできた。

この結果、我が国企業のインフラシステム受注額は、平成22年の約10兆円から令和元年には約27兆円へと増加しており、そのうち国土交通関係分野については、交通分野で約0.5兆円から約2.1兆円、基盤整備分野で約1.0兆円から約3.0兆円と、22年と比較して大きな伸びを見せており、着実に成果を上げてきている。

その一方で、中国、韓国、新興国の企業の台頭等による競争環境は激化しているほか、新型コロナウイルス感染拡大への対応を機に、世界全体でデジタル化が加速しているなかで、これに伴うインフラニーズの変容も想定される。加えて気候変動対策など「持続可能な開発目標（SDGs）」達成や、国際社会の安定と繁栄の基盤として我が国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現が国際的な関心事となる中、インフラシステム海外展開においても、これらへの貢献に向けた取組の一層の促進が期待されている。

このような状況を踏まえ、令和2年12月に、令和7年までのインフラシステム海外展開の方向性を示した「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムを受注する目標を掲げ、政府全体で「質の高いインフラシステム」の海外展開に取り組んでいる。

2 国土交通省における取組み

国土交通省では、「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、国土交通省の関係者と情報・戦略を共有し、官民一体となつた取組みを進めるため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を毎年策定している。令和3年6月に策定した「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021」では「ポストコロナを見据えたデジタル技術の活用」や「地球規模での気候変動への対応などによる経済と環境の好循環の実現」、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）への寄与」を目的とし、重点時に取り組む分野として交通ソフトインフラ、スマートシティを位置づけ、取組を進めてきた。具体的には以下の（1）～（8）を主な施策として精力的に推進しているところである。

（1）「川上」からの継続的関与の強化

我が国企業が確実に案件を獲得するために、案件が成立するか不明な「川上」の段階から、相手国のインフラニーズを的確に把握しつつ、相手国に働きかけ、我が国企業が参入しやすい環境整備作り

を行っていく必要がある。このため、相手国の国土計画・マスタープラン等の上位計画に係る調査事業への協力、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話等、GtoGによる情報発信等をオンラインも活用し取り組んでいる。

(2) PPP 案件等への対応力の強化

世界の膨大なインフラ需要を公共投資だけで賄うことは困難であり、新興国の中には対外債務増加に消極的な国もあることから、民間資金を活用する官民連携（PPP：Public-Private Partnership）への期待が高まっている。しかしながら、PPP 案件を円滑に進めるための法制度が未整備な場合や、相手国政府に官民の適正なリスク分担に対する理解が不十分な場合もあることから、相手国が置かれている状況を十分に踏まえ、政府としても相手国政府に環境整備を働きかけている。

また、交通・都市開発分野の事業は、初期投資が大きく資金回収までに長い期間を要することに加えて、政治リスク、需要リスク等の様々なリスクが存在するため、民間だけでは参入が困難なケースも見られる。海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）は、このようなリスクを分担し、出資や人材派遣等を通じて事業参画を行う、ハンズオン機能を有する官民ファンドとして2014年に設立された。

JOIN の業務については、2019年度に行った株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行5年後の検証作業で交通事業・都市開発事業を支援する事業への支援の拡充などの方向性が示されたところであり、JOIN の支援機能の更なる強化を図っている。具体的には令和3年度は米国の環境配慮型都市事業や、北米・欧州の高精度デジタル道路地図整備事業、欧州の無人航空機運航管理システム整備事業などデジタル・エネルギー分野等にも支援を拡大している。

(3) 我が国の強みを活かした案件形成

我が国の「質の高いインフラシステム」は、①使いやすく長寿命であり、初期投資から維持管理まで含めたライフサイクルコストが低廉、②技術移転、人材育成・企業育成等相手国発展のための基盤づくりを合わせて実施、③工期等契約事項の確実な履行、及び④環境や防災、安全面にも配慮し、経験に裏付けられた技術をトータルに導入等の特長として有しており、これらの強みを活かした案件形成を進める。また、デジタル技術の活用・気候変動、FOIP への対応等、新たな課題や運営・維持管理（O&M）等の我が国の強みを活かした案件形成を進める他、「川下」までを見据えて案件形成後も継続的にフォローを行う。

(4) 我が国コンサルタントによる調査等の質の向上

円滑な案件形成を進めるためには、我が国コンサルタントによる調査、詳細設計等の成果の質のさらなる向上を図る必要がある。このため、我が国コンサルタントの調査等に対する第三者による技術的助言の支援、事業調査の早期段階での我が国企業の知見の聴取及びコンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組んでいく。

(5) 我が国企業の競争力の強化

競合国企業は、我が国企業と比べて、海外展開に関し事業の規模と実績において大きく上回っており、単純な価格競争では、我が国企業は不利な状況にある。国内を主な市場としてきた業界では、海外展開することを想定した供給能力を備えていない場合もあり、価格面及び提供する商品の質の柔軟

性を含めた供給能力面において、我が国企業の競争力を強化していく必要がある。

そのため、現地ローカル企業との連携の促進、コストダウンの一助となる海外での設計・製造拠点の設置や現地職員の活用並びに M&A による現地・海外企業の取得といった取組みを支援している。

デジタル技術の活用や環境基準等の分野を含む幅広い分野において諸外国では標準を戦略的に活用した展開を進めており、政府全体でも「知的財産推進計画」の中に位置づけられたり、統合イノベーション戦略推進会議の中に標準活用推進タスクフォースが設置されたりするなど、取組みが進められている。国土交通省としても、企業が海外市場へ参入しやすい環境を整備するため、国際標準の議論に積極的に参加し我が国の規格等の国際標準化を推進するとともに、国内基準の国際標準への整合を進める。

(6) 我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備

我が国企業が海外案件に従事する際は、語学能力に加え、相手国の情勢、商習慣や海外特有リスクの把握のほか、総合的なプロジェクトマネジメント能力を有する人材が必要であるが、こうした人材が不足しているのが現実である。

そこで、我が国企業における国内外の人材流動化を促進する観点から、海外工事・業務の実績があり、今後、国内外での活躍が期待される技術者の実績を国内事業で活用できるよう認定するとともに、優秀なものを表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の運用を行うほか、政策研究大学院大学が産学官連携の下に行っている「海外インフラ展開人材育成プログラム」の支援や中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）を通じた中堅・中小建設企業の海外展開を支援している。

(7) 案件受注後の継続的なフォローアップ

海外案件においては、受注後に施工に必要な許認可が円滑に行われず、相手国からの金銭の支払いが遅延するといったトラブルが発生する。これが潜在的なリスクと見込まれ事業価格の高騰を招いている。解決を働きかける相手方が、相手国政府や自治体、公的機関となることも多く、我が国企業の独力での解決は困難を伴いがちである。

このため、相談窓口である「海外建設・安全対策ホットライン」等を活用し、関係省庁や JICA 等と連携して対応策を検討し、必要に応じたトップクレーム等を速やかに実施し、相手国政府に対する働きかけを行っている。

(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の流行により、プロジェクトの工事の一時中断や契約内容の見直し等の多大な影響を受けている。このため、工事の中断等によって生じた工期延長や追加費用の承認等について企業からの相談にきめ細かく対応したり、ウィズコロナによるデジタル技術の期待の高まり等の社会変容を見据えたインフラ展開を推進していく。

(9) 各国・地域における取組み

各国・地域との間でインフラシステム海外展開を促進する対話、協力等に取り組んでおり、令和3年度の取組みは下記のとおり。

①東アジア

令和3年5月には日中観光担当大臣オンライン会談を、同年8月には第8回日中韓物流大臣会談を、それぞれオンラインにて開催した。

中国については、日中経済パートナーシップ協議を通じて、中国での円滑な船員交代及び日中間の航空路線早期回復等について議論し、中国によるシップ・リサイクル条約の早期締結について呼びかけを行った他、日中間におけるインフラ整備に関する第三国連携の可能性を追求した。

モンゴルについては、我が国政府が建設を支援し、我が国企業が運営に参画するチンギスハーン国際空港が令和3年7月4日に開港し、同国の発展に寄与することが期待される。

②ASEAN地域

巨大な単一市場の実現に向け平成27年末に発足したASEAN経済共同体（AEC）においては、地域の連結性強化等による経済発展が重視されており、今後ヒト、モノ等の流れがより活発になってくることが予想される。また、ASEANはアジア地域においても最も我が国建設企業が多く進出しており、堅調な海外売上高を維持していることから、引き続き我が国企業の重要な市場の一つである。

こうした中、ASEAN諸国から依然として多くの制度整備支援要望が寄せられていることを踏まえ、昨年度に引き続き、令和3年9月、土地・建設関連制度の整備普及を担うことができる人材育成促進を目的に、関連制度の講義等をカリキュラム化した第5回目の「建設産業政策プログラム」をオンラインにて実施しASEAN諸国等8箇国から12名の行政官が参加した。

II

第9章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

(ア) インドネシア

令和3年9月、赤羽前国土交通大臣は訪日したブディ・カリヤ・スマディ運輸大臣と面会を行い、二国間で進めている港湾・鉄道・自動車に係るインフラ案件について意見交換を行った。

同年12月、国土交通大臣がトップセールスを実施してきたパティンバン港整備事業に関し、日本企業が出資する運営会社による自動車ターミナルの運営、自動車の本格的な輸出が開始された。

令和4年2月、「第8回日・インドネシア建設次官級会合」をオンラインで開催し、建設分野における両国のインフラ整備の課題・経験を共有するとともに、両国の協力を推進していくことで一致した。

同年3月、道路分野を中心としたインフラメンテナンスに関するセミナーをオンラインで開催し、日本企業のインドネシアにおけるインフラメンテナンス事業への参画・協働に向けたネットワーク構築を支援した。

(イ) カンボジア

官民双方の連携を強化し、都市開発・不動産開発分野における課題の解決に貢献することを目的としてカンボジア国土整備・都市化・建設省との間で設立した「日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム」について、第3回会合を令和4年2月にオンラインで開催した。

(ウ) シンガポール

シンガポール行政機関インフラストラクチャー・アジア（IA）と、当面は都市開発分野（スマートシティ含む。）及び道路・橋梁分野に関し、両国のインフラ関連企業の連携を深め、第三国での協力案件形成を図る取組を進めている。令和4年3月、両国の民間企業を対象としたオンラインセミナーを開催し、国土交通省とIAによる第三国での協力についての関心調査の結果の紹介や、両国の

企業からの事業紹介を行った。本セミナーには約 150 名が参加し、今後の事業連携に関する活発な意見交換が行われた。

(エ) タイ

令和3年5月、国土交通省とタイ王国運輸省との間で、道路交通分野における政策立案及び技術に関する協力覚書を締結した。

令和3年8月、両国間の経済分野における協力の推進に向けた意見交換を行うため、ドーン副首相兼外務大臣、サクサヤーム運輸大臣、茂木外務大臣、渡辺国土交通副大臣らが出席し、オンライン形式で第5回日タイ・ハイレベル合同委員会を開催した。渡辺副大臣からは、スマートシティ、東部経済回廊（EEC）でのインフラ案件、鉄道や道路交通分野での協力について述べ、我が国の質の高いインフラシステムの展開による EEC の開発や地域の連結性の向上に向けた両国の協力について確認した。

バンコク都市鉄道レッドラインについては、我が国鉄道技術が採用されて整備が進められ、令和3年8月にソフトオープンし、同年11月に正式に開業した。

(オ) フィリピン

平成27年から円借款により整備が進められている南北通勤鉄道事業に関し、令和3年11月に第一編成車両が日本から現地に到着した。

令和3年11月、フィリピン初の本格的な道路トンネルの起工を契機として、トンネル及びトンネル関連施設の建設・O&Mについての協力を深化させるべく、国土交通省とフィリピン公共事業道路省は、連携協定書を締結した。

(カ) ベトナム

令和3年11月の日・ベトナム首脳会談において、両首脳は海上保安分野での更なる協力強化並びにベトナムにおける日本の ODA プロジェクト実施に関する諸課題の解決及び地域の連結性向上等に資する鉄道、空港、港湾、高速道路などの重点インフラプロジェクトの促進、スマートシティの実現、旅行円滑化、観光協力の促進等に向けた両国間の協力を強化することで一致した。会談後の文書交換式では、国土交通省とベトナム天然資源・環境省との間で「土地、水資源、気象、地理空間情報分野の協力に係る覚書」を更新した。

また、国土交通大臣は、同首脳会談に伴い来日した農業農村開発大臣の表敬訪問を受け、防災分野等に関する意見交換を行い、今後も水防災等についての包括的な協力覚書に基づく協力関係を更に深めていくことを確認した。

国土交通大臣が、円滑なプロジェクトの進捗のためベトナム政府と調整を続けてきたホーチミン市都市鉄道1号線プロジェクトについて、令和3年度も前年度に引き続き車両を納入し、本格運用に向けた準備が着実に進められた。

(キ) マレーシア

令和3年8月、マレーシアとの間で、3L水位計の導入に向けた観測性能・維持管理性能等の検証を行う試験施工実施の合意が得られたため、今後、マレーシアにおいて、3L水位計の展開を図ることを期待し、現地での試験施工に参加する企業の募集を実施した。

(ク) ミャンマー

ミャンマー国内で日本企業により実施されていた建設等のプロジェクトについて、現下の情勢を踏まえ、引き続き今後の事態の推移を注視し対応を検討していく。

③南アジア

(ア) インド

令和3年10月の日印電話首脳会談において、両首脳はムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業を着実に推進していくことを確認した。また、令和4年1月に軌道工事に着手した。

令和3年1月に「第12回都市開発に関する日印交流会議」を開催し、水環境、都市交通、都市開発、良き発注者と質の高い技術者等について、意見交換を行うと共に、日本企業が各社の技術をアピールした。令和4年2月に「第7回日印道路交流会議」をオンラインにて開催し、日本における斜面保護の事例について紹介し、意見交換を実施した。

また、水分野の協力を強化することを目的として、令和元年12月に締結した、国土交通省水管理・国土保全局とインド水活力省水資源・河川開発・ガンガ再生局の間での協力覚書に基づき、令和3年12月に、「第1回日インド水資源管理に関する合同作業部会」を開催した。水資源及び水防災分野において両国が行っている取組について情報共有を行うとともに、今後の具体的な協力の可能性について意見交換を行った。

(イ) バングラデシュ

PPP庁との覚書に基づき日本バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォームを構築し、政府間協力のもとでバングラデシュ側関係省庁と我が国関心企業による各種プロジェクトの案件形成を支援している。

④北米・欧州

(ア) 米国

米国は、高速鉄道やスマートシティ、カーボンニュートラルポート等のインフラ分野において、我が国と緊密に連携をしている。また、二国間の取組みのみならず、第三国においても、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた協力を図っている。バイデン政権は、令和3年11月に超党派インフラ投資法を成立させるなど、インフラ整備に積極的であり、今後も、日本の技術力や知見を活用した米国インフラ市場への参画が期待されている。

また、令和3年4月の日米首脳会談では、両国首脳が「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意しており、競争力とイノベーションの推進、グリーン成長・気候変動の分野において、国土交通分野の更なる協力の推進が望まれる。

(イ) カナダ

カナダは、他の自由主義諸国と同様に価値観を共有する国家として、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた協力を図っている。令和3年12月には、第31回日本・カナダ次官級経済協議がオンライン形式で開催され、インフラ分野においては、令和3年6月にJOINとInvest Alberta Corporationが協力覚書を締結したこと、カナダ側が国家貿易回廊基金を通じた交通インフラ投資を継続していくことなどが紹介された。

(ウ) 欧州

欧州では、英国における HS2 高速鉄道計画について、日本企業の参画に向けた継続的なトップセールスを実施し、令和3年12月に日本企業とフランス企業による共同での車両の受注が決定した。また、同年9月には、フィンランドのスキナリ開発協力・外国貿易大臣が赤羽前国土交通大臣を表敬し、二国間の交流拡大等について情報・意見交換を行った。

⑤中南米

令和2年2月にパナマ運河庁は、水不足に起因した運河の水位低下に対応するため、船舶の通航量を調整することを目的とした追加通航料金として上水サーチャージを緊急に導入した。同年9月に、海事局は、Web形式の局長級会合を通じ、パナマ運河庁に上水サーチャージの導入経緯の説明を求めるとともに、今後我が国がどのような協力ができるか検討する旨伝えた。このような背景から令和3年度に、「パナマ運河の水不足問題の解消に向けた調査」を開始し、水不足が起きている要因を特定するためのパナマ運河の流域周辺環境、水利用状況等調査や運河の水位低下に伴う船舶の通航への影響に関する調査を実施した。

今後は、水不足への対応策の提案等を行う予定である。

⑥ロシア

政府全体の方針である「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」（いわゆる8項目の「協力プラン」）に基づき、都市環境、運輸、観光分野での協力を進めてきた。

しかしながら、現下のウクライナ情勢を踏まえると、ロシアとの間で新たな経済分野の協力を進めていく状況になく、ロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせることを基本に、今後の状況を踏まえながら、適切に対応していくこととしている。

⑦中東（トルコ）

令和4年3月には、質の高いインフラ、第三国における両国企業の連携等をテーマにした「日本・トルコ建設企業の第三国連携に関するオンラインセミナー」を開催し日本とトルコ両国企業によるビジネスマッチングを実施した。

⑧アフリカ

第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）にあわせて平成28年8月にケニアで開催した「日・アフリカ官民インフラ会議」を契機として設立した「アフリカ・インフラ協議会」（JAIDA）と連携し、アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するため、我が国の「質の高いインフラ」を支える技術や経験等について積極的に情報発信するとともに、相手国との官民双方の関係構築を促進した。

これまでアフリカ13箇国（ケニア、エチオピア、モザンビーク、タンザニア、コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア、ガーナ、マダガスカル、セネガル、チュニジア、モロッコ）において「官民インフラ会議」（閣僚級）を開催してきた。

加えて、これまでに官民インフラ会議を開催した国との関係を継続・発展させることを目的として、タンザニア（令和3年4月）、ケニア（同年5月）、ガーナ（同年11月）、ウガンダ（令和4年3月）と「質の高いインフラ対話」を、コートジボワールと実務者レベルの「分科会」を令和4年3月にオンラインで開催した。

また、令和3年1月にはチュニジア・モロッコ企業と我が国企業の民間企業同士の連携の促進を図るため、第2回日・アフリカ官民経済フォーラムのサイドイベントとして、オンラインフォーラム「アフリカにおける質の高いインフラ」を開催した。

エジプトとは、円滑なプロジェクトの進捗のためエジプト・アラブ共和国政府と調整を続けてきたカイロ地下鉄四号線第一期整備事業に関し、令和3年11月、車両の調達に関する契約が、本邦企業とエジプト・アラブ共和国運輸省トンネル公団との間で締結された。

第2節 国際交渉・連携等の推進

1 経済連携における取組み

(1) 経済連携協定／自由貿易協定 (EPA/FTA)

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。令和3年3月現在、24箇国・地域と21のEPA/FTA等について、発効済み・署名済みであり、EPA/FTAを活用し、我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国の外資規制の撤廃・緩和等を通じたサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する参加機会の拡大に取り組んでいる。

平成25年5月から、ASEAN諸国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドの16箇国により交渉を開始した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、令和2年11月に署名され、4年1月に発効した。

令和元年11月以降、本協定の交渉に不参加であったインドは、署名にも不参加であったが、本協定では、発効日からインドによる加入のために開かれている旨を規定している。(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。

このほか、令和2年1月に英国がEUを離脱したことを受け、同年6月に英国との新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を開始、日EU・EPAに代わる日英EPAが同年10月に署名され、3年1月に発効した。

(2) 世界貿易機関 (WTO)

WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視、③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度の運用という機能を果たしている。

2 国際機関等への貢献と戦略的活用

(1) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等の活動を行う経済協力の枠組みであり、国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会に積極的に取り組んでいる。

交通分野では、地域内のモノと人の流れを円滑化し貿易と投資を支えるべく交通大臣会合が開催されている。

平成29年10月にパプアニューギニアで開催された第10回APEC交通大臣会合では、強靱かつ持続可能な交通やイノベーションを通じた地域連結性をテーマとした議論が行われ、我が国からは、「インフラプロジェクトにおけるPPPの促進」のテーマでプレゼンテーションを行い、これらの議論が共同大臣宣言として取りまとめられた。

また、APECの交通分野を取り扱う作業部会「APEC交通ワーキンググループ」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面での開催が見送られており、令和2年に第49回、3年に第50回がオンラインにて開催され、APEC域内の交通分野における強靱性・接続性、また、コロナからのより良い回復等について議論された。

国内では、平成31年3月に開催した「APEC質の高いインフラ東京会議」における議論を踏まえ、APEC加盟国・地域における「質の高いインフラ」及びスマートシティの更なる理解の醸成や国際的スタンダード化の推進を図るため、令和3年度にAPEC加盟国・地域のインフラ所管省庁担当者を招聘し、「APEC質の高いインフラによるスマートシティ推進会議」を開催した。

(2) 東南アジア諸国連合 (ASEAN) との協力

国土交通省は、ASEANにおける「質の高い交通」をさらに推進するため、平成15年に創設された日本とASEANの交通分野の協力枠組みである「日ASEAN交通連携」の下、道路交通安全に関する共同調査、港湾技術に関する共同研究、マラッカ・シンガポール海峡における水路再測量・海図整備、航空セキュリティ向上の取組み等、陸上、海上、航空にわたる様々な協力プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトの進捗状況を確認し、今後の方向性、新たなプロジェクトについて議論するため、「日ASEAN交通大臣会合」等の会合が毎年開催されている。令和3年11月には、「第19回日ASEAN交通大臣会合」がテレビ会議で開催され、我が国からは中山国土交通副大臣が出席した。本会合においては、「日ASEAN交通連携」の具体的実施計画である「日ASEAN交通連携ワークプラン2021-2022」とともに、新規協力プロジェクトとして「ビッグデータの活用によるモビリティの向上」が承認された。さらに、これまでのプロジェクトの成果物として、「過積載車両対策のためのICTソリューション実証実験報告書」と「日ASEAN コールドチェーン物流認証審査ガイドライン」の2つが承認された。また、本会合に引き続き日本を含むASEAN対話国等（米国、中国等）及び協力機関を含めた特別会合が開催され、主にASEAN地域における交通・物流のデジタル化の促進をテーマとして意見交換を行った。

また、国土交通省では、ASEAN各国のスマートシティ実現に向けたプラットフォームである「ASEANスマートシティ・ネットワーク (ASCN)」に対して関係府省とも連携して協力するため、令和3年10月、「第3回日ASEANスマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」を愛知県にて、オンラインとのハイブリッド形式で開催した。同会合において、我が国によるASEAN地域に対するスマートシティ海外展開に関する支援策 - Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership - (Smart JAMP) の取組みなどが紹介され、ASEANでのスマートシティ実現に向けて、日本とASEAN各国が引き続き協力をしていくことなどを確認した。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

国土交通省では、OECDの活動のうち、国際交通フォーラム (ITF)、造船部会 (WP 6)、地域開発政策委員会 (RDPC)、開発センター (DEV)、観光委員会等における議論に参画している。

ITFは、加盟64カ国が全交通モードを対象に交通政策に関する議論・研究を行っており、そのハ

イライトとして、各国の交通担当大臣が著名な有識者・経済人を交えてハイレベルな議論を行う ITF サミットを年に1回開催している。「持続可能な発展のための交通イノベーション」をテーマとして令和3年5月に開催されたサミットには、我が国からは鳩山国土交通大臣政務官が首席代表として出席した。サミットでは、持続可能性の確保が鍵となるコロナ禍における交通分野のイノベーションについて議論が行われ、その重要性を確認する大臣宣言が採択された。

また、ITF の調査研究部門である交通研究委員会（TRC）では、各国の学識経験者や実務者が様々な政策課題について調査・研究を行っている。例えば、「地方のモビリティ改善のためのイノベーション」作業部会では、多くの日本の専門家が知見を共有し、報告書の作成に貢献した。

WP 6 は、造船に関する唯一の多国間フォーラムとして、国際造船市場に関する政策協調のための重要な役割を担っており、造船に関する公的支援の適正化や透明性確保、輸出信用等に関する議論を行っている。令和3年11月の第133回 WP 6 では、従来から実施している各国の造船政策のレビューに加えて、造船需給予測及び船価モニタリングの実施に向けた具体的な作業を進めたほか、我が国が提案した各国公的支援措置の通報制度の強化に向け運用方法等について議論していくことを合意した。引き続き、このような造船市場に関する共通認識の醸成や、WP 6 加盟国間における相互監視機能の強化に向けた取組みを推進し、公正な競争条件の確保に努める。

RDPC では、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビューや、土地利用のガバナンスに関する調査等に積極的に取り組んでいる。特に令和3年度より、国土交通省として、東南アジアでの都市インフラファイナンス調査と、「スマートシティと包括的成長に関する OECD プログラム」の一環としてのスマートシティのデータガバナンスに関する調査に OECD と共同で取り組んでいる。

DEV は、開発にかかる様々な問題・経済政策に関する調査・研究、先進国、新興国及び途上国による対話やセミナーを通じた知見・経験の共有・普及、政策オプションの提供等を行う機関であり、今後の開発に関する議論を行うとともに、セミナー等により質の高いインフラの途上国への普及・実施についても取り組んでいる。令和3年11月には、政策対話の場において、質の高いインフラに資する能力開発等について議論が行われた。

観光委員会では、各国の観光関連政策のレビューや、観光統計データの整備及び分析等を行っている。我が国は同委員会の副議長国として活動しており、同委員会と積極的に連携している。令和3年には、加盟国における観光産業のデジタル化に向けた労働力対応の課題や、グリーンツーリズムの取組み等に関するレポート作成の他、観光に関する統計・知見・施策を議論するグローバルフォーラムを開催、我が国も関連する施策等を共有した。

(4) 国際連合 (UN)

①国際海事機関 (IMO)

IMO は、船舶の安全・環境等に関する国際ルールを定めている国連の専門機関である。我が国は、世界の主要海運・造船国として同機関の活動に積極的に参加しており、環境関係の条約を採択する委員会の議長は日本人が務めている。

特に、世界的に関心が高まっている気候変動対策を海運分野で強力に進めるべく、我が国は国際枠組みの整備を牽引している。令和3年度には、我が国主導で IMO に提案していた就航済み船舶への新たな CO₂規制が採択された。さらに、「国際海運 2050 年カーボンニュートラル」を新たな目標として掲げることを、米国、英国等と共同で IMO に提案した。

令和3年度には、我が国独自の衛星測位システム「みちびき」が、船舶で国際的に利用でき

る衛星航法システムとして、IMO で承認された。また、「全世界的な海上遭難・安全システム (GMDSS) ^{注1}」について、我が国の提案を反映した条約の改正案が承認された他、我が国がその策定に貢献した燃料電池船の安全要件に関するガイドライン案が最終化されるなど、IMO における安全に関する国際ルール作りに貢献した。

②国際民間航空機関 (ICAO)

ICAO は、国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営に向け、一定のルール等を定めている国連の専門機関の1つである。我が国は加盟国中第3位（令和3年）の分担金を負担し、また、第1カテゴリー（航空輸送において最も重要な国）の理事国として、ICAO の諸活動に積極的に参加し、国際民間航空の発展に寄与している。

③国連人間居住計画 (UN-Habitat)

UN-Habitat は、人間居住問題を専門に扱う国連の基金・計画の一つである。我が国は、設立以来の理事国として UN-Habitat の諸活動に積極的に参加し、我が国の国土・地域・居住環境改善分野での経験、知見を活かした協力を通じ、世界、特にアジアでの人口爆発、急激な都市化に伴う人間居住問題の改善に貢献している。

令和3年度は、UN-Habitat 福岡本部（アジア太平洋担当）が令和3年10月に福岡市と共同で開催した第13回アジア太平洋都市サミット「特別版」（オンライン開催）に参加し、「日本とアジアにおける国土の長期展望」をテーマに講演を行うなど持続可能な都市化のための世界共通の目標である「ニュー・アーバン・アジェンダ」の達成に向け、「一極集中の是正を旨とした国土・地域の長期展望」を示すとともに、地方中核都市の重要性を述べた「多様な主体の参加による地方中核都市の戦略的な長期展望」を世界に発信した。

④国連における水と防災に関する取組み

令和2年7月の国連の持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて、赤羽国土交通大臣は日本政府を代表し、流域のあらゆる関係者が協働し治水を進める「流域治水」や新型コロナウイルス感染症禍における水災害リスク低減を通じ、SDGs の達成に貢献していくことをビデオスピーチを通じ発信した。3年3月には、「SDGs 水関連目標の実施に関する国連ハイレベル会議」において、赤羽国土交通大臣は水・衛生目標である SDG 6 に加え、災害被害の削減を目指す SDG ターゲット 11.5 を重点的にフォローアップするために必要な進捗管理に貢献していくことをビデオメッセージを通じ発信した。また、「水と災害ハイレベルパネル」の第15・16回会合に参加し、新型コロナウイルス感染症禍での水関連災害に関する国際社会の取組みを議論した。

⑤国連における地理空間情報に関する取組み

国土地理院は、国連経済社会理事会に設置されている「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会 (UN-GGIM)」に防災 WG 共同議長として、また、UN-GGIM の地域委員会の1つである「国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会 (UN-GGIM-AP)」に副会長として、また、「国連地名専門家グループ (UNGEEN)」に参加し、我が国で培った技

注1 全世界をカバーする遭難信号の送受信や海上安全情報を自動で受信できる通信システム

術や経験を活かして、地球規模の測地基準座標系（GGRF）の普及や防災など多分野での地理空間情報の利活用推進、地名標準化の促進等に貢献している。令和4年1月には、UN-GGIM 防災WG及びUN-GGIM-APと共催で「Geospatial Capacity Development Conference on GNSS Applications and DRR」を開催（オンライン）し、4日間で約400名の参加者を得て能力開発に貢献した。

（5）G7交通大臣会合

英国が議長国を務めるG7交通大臣会合が、令和3年5月及び同年9月に開催され、コロナ禍における国際的な人の往来の再開についての議論が行われた。

第1回会合では英国より、国際的な人の往来の再開に向けた留意点を示した原則の案が提示され、各国間で議論が行われた。

また、第2回会合は、保健担当大臣との合同会合となり、我が国からは赤羽国土交通大臣及び山本厚生労働副大臣が出席した。会合では、新型コロナウイルスの影響を受けた国際的な人の往来を安全かつ持続可能な形で再開するため、往来再開に用いるワクチン接種証明書や交通乗組員の公正な扱いに関する取組みに関して議論し、本会合の成果として、「国際的な往来の安全で持続可能な再開のためのハイレベル原則」が採択された。

（6）世界経済フォーラム（WEF）

世界経済フォーラム（WEF）は、年次総会である「ダボス会議」に代表される活動を通じ、産官学の各分野のリーダーが連携し、地球規模の課題の解決に取り組む組織である。

交通分野については、WEFにおける取組全体の目標設定、戦略的な助言等を行う会議体であるモビリティ・スチュワード（Mobility Stewards）が設置されており、令和3年5月に開催された会合には、赤羽国土交通大臣が出席し、交通分野の脱炭素化に関する取組みについて世界各国の官民トップと議論を行った。

また、同年4月、WEFは第4次産業革命の技術の開発と実装に向けた議論を行うため、ダボス会議と並ぶハイレベルな会合としてグローバル・テクノロジー・ガバナンス・サミット（GTGS）の第1回会合を、日本をホスト国として開催した。GTGSにおいては、赤羽国土交通大臣が「経済復興とスマートシティ」と題するセッションへ出席し、スマートシティ及びスマートモビリティに関する日本の事例を紹介した。

（7）世界銀行（WB）

国土交通省は、「質の高いインフラ投資」の情報発信のため、世界銀行が実施する各国の住宅・都市開発担当者を対象とした招聘事業（令和元年6月及び2年2月）及び現地でのワークショップ（2年3月：於ケニア）において、日本の住宅供給及び都市開発に関する知見を紹介した。

（8）アフリカ開発会議（TICAD）

アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するために、「アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）」と連携し、官民インフラ会議の開催等の取組みを進めてきたところ、令和4年8月にチュニジアにて第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）の開催が予定されていることから、これに向けて、アフリカ各国関係者と我が国企業の対話など、「質の高いインフラ投資」に対する理解を促進

し具体的な案件受注につなげる取組みを加速していく。

(9) アジア欧州会合 (ASEM)

ASEM は、アジア・欧州関係の強化を目指して平成8年に発足した対話と協力の場であり、アジア側参加メンバー（21か国と1機関）、欧州側参加メンバー（30か国と1機関）の合計51か国と2機関によって構成されている。

令和元年12月に開催された第5回ASEM交通大臣会合では、交通のデジタル化に向けた技術開発の重要性、交通の脱炭素化、環境に優しい交通の重要性などに関する議論が行われた。我が国からは、和田国土交通大臣政務官が出席し、MaaSや自動運転など交通のデジタル化に関する取組みや、交通分野における脱炭素化に向けた取組みを紹介した。

3 各分野における多国間・二国間国際交渉・連携の取組み

(1) 国土政策分野

アジア各国等において、政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有する仕組みである「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）」の第4回会合を、令和4年2月にオンライン開催した。本会合では、「スマートリージョンの形成と防災・国土強靱化によるSDGsの達成とニュー・アーバン・アジェンダの実現に向けて」をメインテーマとし、テーマ1ではスマートリージョンが果たすことのできる役割を議論し、テーマ2では国土のレジリエンスを高める防災戦略について議論した。また、タイ公共事業都市計画省の求めに応じ、同国の国土計画に関する素案について、オンライン会合を3回開催した。

(2) 都市分野

国際的な不動産見本市である「MIPIM」（令和4年3月フランス・カンヌ開催）において、日本の都市開発・不動産市場のPRを行い、シティセールス等を図っている。タイでは、同国運輸省の要請を受け、バンサー中央駅周辺都市開発計画の実現に向けて、現地JICA専門家を通じて技術協力を行っている。令和3年度には、Smart JAMP（Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership：日ASEAN相互協力による海外スマートシティ支援策）に基づき、令和2年にJICAが作成したバンサー中央駅周辺整備におけるスマートシティ構想のもと、バンコクのスマートシティ開発の推進を図るべく、今後の事業推進体制や実行計画等の検討を実施した。

カンボジアでは、平成31年2月の第1回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合において、両国政府の連携の下での両国企業による案件形成が決定されたパイロットプロジェクトについて、資金計画と連動した事業性のある開発計画案を策定し、引き続き事業化に向け検討している。インドネシアでは、独立行政法人都市再生機構が、同国の国鉄（KAI）とMRTを運営するジャカルタ首都特別州の州営企業（MRTJ）の合弁会社であるジャカルタ首都圏交通統合公社（MITJ）との間で公共交通指向型開発（TOD）プロジェクトの実現に係る協力覚書を交換した。

また、開発途上国の都市における上流段階での計画策定等に係る連携から下流段階の具体的な都市開発プロジェクトの実施まで着実に繋げていくことを目指し、独立行政法人国際協力機構と独立行政法人都市再生機構との間で連携強化の覚書が交換された。この連携強化によって、開発途上国におけ

るより良好な都市環境整備と本邦企業が関与可能な都市開発案件等のプロジェクトの円滑な組成を促進していく。

さらに、我が国企業の海外展開促進を図るため、都市開発海外展開支援事業を活用し、独立行政法人都市再生機構による調査やセミナー等の取組み、J-CODE（海外エコシティエコシティプロジェクト協議会）による企業マッチング等の取組みを支援している。

（3）水分野

水問題は地球規模の問題であるという共通認識のもと、国際会議等において問題解決に向けた議論が行われている。令和4年4月には、熊本市で第4回アジア・太平洋水サミットの開催が予定されている。同サミットは、アジア太平洋地域の各国政府首脳級や国際機関の代表などが参加し、アジア太平洋地域の水に関する諸問題について、幅広い視点から議論を行うものであり、本サミットの円滑な実施のため、関係各省が連携して準備を進めている。

それに加え、水資源分野では、独立行政法人水資源機構を事務局とし関係業界団体や関係省庁からなる「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用し、相手国のニーズや課題に対応し治水・利水機能の向上を図るダム再生事業の案件形成に向けた調査を行うなど、水資源分野の案件形成に向けた取組みを実施した。また、アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）と連携し、統合水資源管理（IWRM）の普及・促進に貢献している。このほか、アジアにおける汚水管理の意識向上等を目的としたアジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）を平成30年に設立し、国連サミットで採択されたSDGs（ターゲット6.3「未処理汚水の割合の半減」）の目標達成に貢献するための協力関係を参加国・国際機関及び日本下水道事業団を含む関係機関と構築した。令和2年度は、参加国が自国の下水道に関する現状や課題、取組み等を取りまとめた年次レポートの共有を図るとともに、令和3年3月に運営委員会を书面審議で開催し、同年8月に総会を開催することを確認した。

（4）防災分野

世界の水関連災害による被害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な開発の鍵であるという共通認識を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の形成に努めている。また、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防災協働対話」をインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施している。現在、既存ダムを有効活用するダム再生や危機管理型水位計などの本邦技術を活用した案件形成を進めているところである。また、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、統合洪水解析システム（IFAS）や降雨流出氾濫（RRI）モデル等の開発、リスクマネジメントの研究、博士課程及び修士課程を含む人材育成プログラムの実施、UNESCO やアジア開発銀行、及び世界銀行のプロジェクトへの参画及び国際洪水イニシアチブ（IFI）事務局としての活動等を通じ、水災害に脆弱な国・地域を対象にした技術協力・国際支援を実施している。

また、砂防分野においては、イタリア、韓国、スイス及びオーストリアと砂防技術に係る二国間会議を開催しているほか、JICA 専門家の派遣等や研修の受入を通じて土砂災害対策や警戒避難、土地利用規制などの技術協力を行っている。

(5) 道路分野

世界道路協会（PIARC）の各技術委員会等に継続的に参画し、国際貢献に積極的に取り組んでいる。令和2年からは4年間の戦略計画がスタートし、1）道路行政、2）モビリティ、3）安全性と持続可能性、4）レジリエントなインフラストラクチャーの4つの戦略テーマの下に17の技術委員会と6つのタスクフォースを設置して、加盟国による調査研究が進められている。

令和4年2月には第16回冬期サービスとレジリエンスに関する世界大会（カルガリー冬期大会）がオンラインで開催され、大会テーマ「冬期道路サービス」及び「レジリエンス」に関する多くのセッション・展示が行われた。日本からも、斉藤国土交通大臣がビデオレターにて日本の優れた取組みを紹介したほか、展示ブースにおいて「高度技能が必要な除雪作業の自動化」「再生可能エネルギーを利用したロードヒーティング」等、日本が誇る最新の道路技術・政策を紹介した。

また、日ASEAN交通連携の枠組みの下、ASEAN地域における橋梁維持管理の質の向上を目指した「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」に取り組んでおり、令和4年1月、同年3月に専門家会合を開催した。

(6) 住宅・建築分野

国際建築規制協力委員会（IRCC）、日米加建築専門家会合（BEC）等への参加など、建築基準等に係る国際動向について関係国間での情報交換を行った。

また、カンボジアからの要請を受け、建築物の構造安全や火災安全に関する建築技術基準の策定支援に取り組んでいる。さらに、国立研究開発法人建築研究所国際地震工学センター（IISEE）では地震学・地震工学・津波防災の研修を実施し、開発途上国の研究者、技術者の養成を通じて世界の地震防災対策の促進に貢献している。

(7) 鉄道分野

令和3年度も、インド高速鉄道に関する合同委員会や日英鉄道協力会議のオンライン開催、JICA専門家の派遣を通じた技術協力など、二国間での連携に向けた取組みを実施している。

(8) 自動車分野

平成27年の第13回日ASEAN交通大臣会合にて承認された、「自動車基準・認証制度をはじめとした包括的な交通安全・環境施策に関する日ASEAN新協力プログラム」に基づく取組みとして、令和3年12月に第12回アジア地域官民共同フォーラムを開催し、アジア地域における基準調和・相互認証活動、交通安全・環境保全施策などについて情報交換を行った。また、同フォーラムでは令和4年1月から開始されるASEAN域内の自動車部品等の相互承認協定の円滑な運用に向け、日本が官民で最大限支援するとともに、アジア地域での自動車の安全・環境対策に引き続き各国が協力して取り組むことに合意した。加えて、これに合わせて政府実務者級会合を行い、自動車分野のカーボンニュートラルに向けた取組み等についても意見交換を行った。

(9) 海事分野

海事分野では、IMOにおける世界的な議題への対応の他、局長級会談等を通じた二国間協力、CSG会議（海運先進国当局間会議）や日ASEAN交通連携を通じた多国間協力の取組み等を実施している。

令和3年5月及び11月のCSG会議において、我が国から、米国での港湾混雑による世界的なコンテナ輸送の需給逼迫、特定国の貿易阻害措置（米国産出LNG輸送に係る米国籍船使用義務化法案や危険物船等が中国領海を通航する場合に事前通報を義務付ける中国の法改正）、新型コロナ禍での円滑な船員交代、パナマ運河の新料金体系等について問題提起を行い、海運先進国間の連携を呼びかけた。

我が国は、ASEAN等新興国・途上国に対する海上保安能力向上や公共交通インフラの整備としてODAを通じた船舶の供与を行っており、令和4年3月末現在、ベトナム、フィリピン向け巡視船やサモア向け貨客船など、6か国に対し計14隻の船舶の供与に向けたODA事業が進行中である。この他、平成30年3月より、マラッカ・シンガポール海峡の共同水路測量調査事業の現地調査が実施されている。

また、日ASEAN交通連携協力プロジェクトの一環として、日本とASEANにおけるクルーズ振興に取り組んでいる他、ASEAN域内の内航船等において低環境負荷船を普及促進させるため、「ASEAN低環境負荷船普及戦略」に基づき、令和3年10月の海上交通WGにおいて、ASEAN各国の具体的取組等を共有した。

その他、洋上浮体技術を活用した海洋施設撤去の事業化に向けた取組み、海事分野の人材育成支援等、我が国の優れた海事技術の海外展開にも取り組んでいる。

(10) 港湾分野

北東アジア港湾局長会議やAPEC交通WGを通じて、港湾行政に関する情報交換や、クルーズの促進等を実施している。また、国際航路協会（PIANC）や国際港湾協会（IAPH）等との協調を重視し、政府自らその会員となり、各国の政府関係者等との交流を行うとともに、各種研究委員会活動に積極的に参画している。特にPIANC、IAPHにはいずれも日本から副会長を輩出している。コロナ禍においても、リモートで活発に実施されている取組みに積極的に参画し、我が国の質の高い港湾技術の発信や、世界の様々な港湾技術に関する最新の知見を得るほか、技術基準等の海外展開・国際標準化の推進にも積極的に取り組んでいる。

さらに、令和2年10月には、海運業界の脱炭素化を支援する将来の船舶燃料に対応するための港湾間協力に関する覚書をシンガポール海事港湾庁・ロッテルダム港湾公社・国土交通省港湾局の3者で締結し、港湾間の協力ネットワークへの参加を通じて、船舶燃料としてクリーンな代替燃料の普及促進に取り組んでいる。また、令和3年4月の日米首脳共同声明の別添文書において、日米両国がカーボンニュートラルポート（CNP）について協力することが明記されるなど、CNPの国際協力も開始している。

加えて、令和3年10月には、日本とオランダ間の港湾分野における包括的な協力に関する覚書をオランダ社会基盤・水管理省との間で締結した。

(11) 航空分野

ベトナムにおいて、同国民間航空局（CAAV）より要請を受けている航空機騒音対策に係る技術協力を実現するため、令和3年8月、CAAVとのオンライン会議を開催し、ニーズ把握のための意見交換等を行った。

(12) 物流分野

日中韓物流大臣会合における合意に基づき、北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）の加盟国・加盟港湾の拡大等、日中韓の物流分野における協力の推進について中韓と議論を進めた。

令和3年8月には、第8回日中韓物流大臣会合（テレビ会議）を開催し、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や世界的な気候変動などの影響を踏まえ、三国間の強靱で円滑かつ環境にやさしい物流の推進に向けた連携強化を確認した。

また、ASEANとの関係では、コールドチェーン物流サービス規格に関する適切な認証体制の整備を促進するため、認証機関が行うべき手続きや審査の際に確認すべき項目をとりまとめた「日ASEANコールドチェーン物流認証審査ガイドライン」が令和3年11月の日ASEAN交通大臣会合にて承認された。加えて、同年9月にフィリピンとの間で物流政策対話・ワークショップ、4年1月にはマレーシアとの間で物流政策対話を開催したほか、同年2月には、マレーシアの現地物流事業者等を対象としたコールドチェーンの普及啓発に関するセミナーを開催し、日本及びマレーシア政府や現地の日系物流事業者等の取組みに関する紹介等を行った。

(13) 地理空間情報分野

ASEAN地域等に対し、電子基準点網の設置・運用支援等を行っている。具体的にはフィリピン及びインドネシアにおいて、電子基準点を用いた高精度測位の利活用に関するパイロットプロジェクトを実施した。また、令和4年1月には、UN-GGIM防災WG及びUN-GGIM-APと共催で「Geospatial Capacity Development Conference on GNSS Applications and DRR」を開催（オンライン）し、4日間で約400名の参加者を得て各国の電子基準点網の運用支援に貢献した。

(14) 気象・地震津波分野

気象庁は、世界気象機関（WMO）の枠組みの下、気象観測データや予測結果等の国際的な交換や技術協力により各国の気象災害の防止・軽減に貢献しており、令和3年11月にアジア各国の国家気象水文機関を対象に気象レーダーの防災気象情報への活用等に関するワークショップをオンラインで開催した。

また、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）政府間海洋学委員会（IOC）の枠組みの下、北西太平洋における津波情報を各国に提供し、関係各国の津波防災に貢献している。

更に、国際協力機構（JICA）等と協力して、開発途上国に対し気象、海洋、地震、火山などの様々な分野で研修等を通じた人材育成支援・技術協力を行っている。

(15) 海上保安分野

海上保安庁は、世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合といった多国間会合や、二国間での長官級会合、連携訓練等を通じて、搜索救助、海上セキュリティ対策等の各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。

また、シーレーン沿岸国における海上保安能力向上支援のため、国際協力機構（JICA）や公益財団法人日本財団の枠組みにより、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム（MCT）や専門的な知識を有する海上保安官を専門家として各国に派遣しているほか、各国の海上保安機関等の職員を日本に招へいし、能力向上支援に当たっている。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大により、諸外国との往来が制限されたため、MCTによるオンライン研修等を実施していたが、令和4年1月から被支援国の感染状況にかんがみ可能な範囲で現地への派遣を再開した。

また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れるなどして各国の連携協力、認識共有を図っている。

このほか、海上保安庁は国際水路機関（IHO）の委員会等における海図作製に関する基準の策定、コスパス・サースット計画における北西太平洋地域の取りまとめ、国際航路標識協会（IALA）の委員会等におけるVDESの開発に係る検討、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）に基づく情報共有センターへの職員の派遣など、国際機関へ積極的に参画している。

図表Ⅱ-9-2-1 ジブチ沿岸警備隊に対する能力向上支援



Ⅱ

第9章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第3節 国際標準化に向けた取組み

(1) 自動車基準・認証制度の国際化

我が国は、安全で環境性能の高い自動車を早期に普及させるため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進するとともに、その活動を通じ、高度な自動運転技術などの優れた日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。このような活動を推進するため、具体的には、①日本の技術・基準の戦略的国際標準化、②国際的な車両認証制度（IWVTA）の実現、③アジア諸国の国際基準調和への参加促進、④基準認証のグローバル化に対応する体制の整備、の4つの柱を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を推進している。

(2) 鉄道に関する国際標準化等の取組み

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進する中、日本の優れた技術が国際規格から排除されると、鉄道システムの海外展開に当たって大きな障害となる可能性があるなど、鉄道分野における国際競争力へ大きな影響を与えることから、鉄道技術の国際標準化を推進することが重要である。このため、鉄道関係の国際規格を一元的に取り扱う組織である公益財団法人鉄道総合技術研究所「鉄道国際規格センター」において、鉄道の更なる安全と鉄道産業の一層の発展を図るべく、活動を行っている。

このような取組みの結果、国際標準化機構（ISO）の鉄道分野専門委員会（TC269）では議長として国際標準化活動を主導し、国際電気標準会議（IEC）の鉄道電気設備とシステム専門委員会（TC 9）と併せ、それぞれにおける個別規格の提案・審議等の国際標準化活動で中心的な役割を担い、成果を上げている。引き続き、これら国際会議等における存在感を高め、鉄道技術の国際標準化の推進に取り組むこととしている。

また、国内初の鉄道分野における国際規格の認証機関である独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所は、鉄道認証室設立以来、着実に認証実績を積み重ね、鉄道システムの海外展開に寄与している。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

我が国は、海運の環境負荷軽減や安全性向上を目指すとともに、我が国の優れた省エネ技術等を普及するため、国際海事機関（IMO）における SOLAS 条約^{注2}、MARPOL 条約^{注3}、STCW 条約^{注4}等による基準の策定において議論を主導している。

また、海上保安庁は、国際水路機関（IHO）での海図や水路書誌、航行警報等の国際基準に関する議論に参画している。さらに、船舶交通の安全を確保するとともに、船舶の運航能率のより一層の増進を図るため、国際航路標識協会（IALA）e-Navigation 委員会において新たな海上データ通信方式である VDES の国際標準化に関する議論を主導している。

(4) 土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和

土木・建築・住宅分野において、外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用や、JICA 等による技術協力等を実施している。また、設計・施工技術の ISO 制定に参画するなど、土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。さらに、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための取組みを支援するとともに、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等について検討を進めている。

(5) 高度道路交通システム（ITS）の国際標準化

効率的なアプリケーション開発や国際貢献、国内の関連産業育成のため、ISO 等の国際標準化機関における ITS 技術の国際標準化を進めている。

特に ISO の ITS 専門委員会（ISO/TC204）に参画し、ITS 関連サービスの役割機能モデルに関する標準化活動を行っている。また、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の自動運転

注2 海上における人命の安全のための国際条約

注3 船舶による汚染の防止のための国際条約

注4 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

に係る基準等について検討を行う各分科会等の共同議長等又は副議長として議論を主導している。令和2年6月に成立した自動運行装置（レベル3）や自動車のサイバーセキュリティに関する国際基準について、より高度な自動運転技術に関する国際基準の策定等を進めている。

（6）地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム（GIS）間で相互利用する際の互換性を確保することなどを目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会（ISO/TC 211）における国際規格の策定に積極的に参画している。あわせて、国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

（7）技術者資格に関する海外との相互受入の取決め

APEC アーキテクト・プロジェクト、APEC エンジニア・プロジェクトでは、一定の要件を満たすAPEC域内の建築設計資格者、構造技術者等に共通の称号を与えている。APEC アーキテクト・プロジェクトでは、我が国は、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間相互受入の取決めの締結、APEC アーキテクト中央評議会への参加等を通じ、建築設計資格者の流動化を促進している。

（8）下水道分野

我が国が強みを有する下水道技術の海外展開を促進するため、現在、「水の再利用」に関する専門委員会（ISO/TC282）、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」に関する専門委員会（ISO/TC275）、「雨水管理」に関するワーキンググループ（ISO/TC224/WG11）等へ積極的に参画している。

（9）物流システムの国際標準化の推進

コールドチェーン物流への需要の拡大が見込まれるASEAN等を念頭に置いて、我が国の質の高いコールドチェーン物流サービスの国際標準化及び普及を推進している。

具体的には、日本式コールドチェーン物流サービス規格（JSA-S1004）のASEAN各国への普及を推進するため、令和2年度に策定した普及戦略に基づき、ASEAN各国のアクションプランの策定やセミナーの開催等の取組みを実施している。令和4年2月には、マレーシア政府との共催により、現地物流事業者等を対象とした普及啓発セミナーを開催したところである。また、日本提案により3年1月に国際標準化機構（ISO）に設置されたコールドチェーン物流に関する技術委員会（TC315）において、我が国は議長国として、コールドチェーン物流分野の国際標準化に向けた議論を主導している。

（10）港湾分野

日ベトナム間で、平成26年に署名し、29年及び令和2年に更新した「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書（MOC）」に基づき、我が国のノウハウを活用した、ベトナムの国家技術基準の策定協力を実施しており、令和2年3月までに、8項目の国家基準の策定に至った。また、ベトナム政府からの要請に基づき、令和4年までに新たな設計基準（防波堤、浚渫・埋立）について、国家基準原案の作成を行うなど、幅広い分野における取組みを推進している。